

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 5 年 3 月 6 日

全国健康保険協会富山支部

支部長 松井 泰治

1 調達内容

(1) 調達件名

納入告知書同封チラシの作成印刷業務委託

(2) 調達内容

仕様書による

(3) 履行期限

仕様書による

(4) 納入場所

全国健康保険協会富山支部が指定する場所

(5) 入札方法

単価にて入札に付する。

なお、調達物の本体価格のほか納入等に関する一切の諸経費を含め、業務内容に対する内訳も記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（税抜額）を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4・5・6 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供」のいずれかの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (7) その他、入札説明書及び仕様書に定める条件を満たす者であること。
- (8) 全国健康保険協会の予算は、厚生労働大臣の認可を受けることとされているため、令和 5 年度予算の認可が受けられない場合は契約できないことを了承する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒930-8561 富山市奥田新町 8-1 ボルファートとやま 6 階 全国健康保険協会富山支部
企画総務グループ 担当 白石
電話：076-431-6156 FAX：076-431-5274

※入札説明書等の交付は郵送とする。必要な者は電話又は FAX にて交付依頼を行うこと。

(2) 仕様書に対する質問の受付及び回答

受付先 企画総務グループ 担当 畔上

電話：076-431-6156 FAX：076-431-5274

受付期間 令和5年3月15日（水）15時まで

回答 令和5年3月16日（木）17時までに電話又はFAXにて回答する。

(3) 競争参加資格に関する証明書類の受領期限

受付先 (1) と同じ

期限 令和5年3月17日（金）11時【必着】

※原則郵送〈追跡可能な通信方法に限る〉にて提出すること

(4) 入札書の受領期限等

期限 令和5年3月27日（月）10時30分【必着】 ※持参の場合は11：00まで

場所 全国健康保険協会富山支部

※郵送の場合は追跡可能な通信方法により提出すること

(5) 開札の日時及び場所

日時 令和5年3月27日（月）11時00分（開札への立ち会いは任意）

場所 全国健康保険協会富山支部 会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

全額免除とする。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格に関する証明書等を令和5年3月17日11時00分までに提出しなければならない。

入札者は、開札日の前日までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会富山支部長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、全国健康保険協会会計規程第32条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 詳細は仕様書及び入札説明書による。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1） 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2） 破産者で復権を得ない者
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1） 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （4） 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - （5） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - （6） 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - （7） 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

全国健康保険協会会計規程（抜粋）

（予定価格）

第32条 企画総務部長等は、契約を締結しようとするときは、当該契約に係る予定価格を作成しなければならない。ただし、契約の内容が軽易なものであるとき又は契約の性質上予定価格の作成を要しないと認められるときは、この限りでない。